新潟県条例第20号

新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第63号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　人員、設備及び運営に関する基準（第３条－第７条）
第３章　雑則（第８条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第110条第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

第２章　人員、設備及び運営に関する基準

（人員、設備及び運営に関する基準）

第３条　指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第７条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

（構造設備）

第４条　指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院又は診療所に限る。）の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室（ユニット型指定介護療養型医療施設にあっては、ユニット、廊下、機能訓練室及び浴室）の設備は、入院患者へのサービスの向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して整備するよう努めなければならない。

２　指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室（ユニット型指定介護療養型医療施設にあっては、ユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室）の設備は、入院患者へのサービスの向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して整備するよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第５条　指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第６条　指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する基準省令第36条第２項各号（ユニット型指定介護療養型医療施設にあっては、基準省令第50条において読み替えて準用する基準省令第36条第２項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第７条　指定介護療養型医療施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。